

芸術祭等企画設計調査業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

豊田市ならではの魅力ある地域資源を生かした文化芸術イベントの開催に向けて、芸術祭及びアートプロジェクトの先進地事例等の調査や市民、関係者の意見を踏まえ、文化芸術に対する市民の関わりしろ及び関心層のすそ野が拡大し、文化芸術を起点とした交流人口が増加するよう、本市に適した芸術祭もしくはアートプロジェクトを選定し、具体的な開催内容や手法、運営体制等を設計する。

2 契約の概要

芸術祭もしくはアートプロジェクトの開催に向けて、業務計画及び進行管理、現状整理及び課題分析、先進地事例調査及び整理、市民ワークショップの補助、準備委員会の資料作成補助、事業スキームの提案、アートディレクターの選定補助及び芸術祭等企画設計調査報告書のとりまとめ業務を委託する。

3 提案限度額

10,177,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8年度・令和9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者。ただし、当該資格を有しない場合は、下記書類を提出すること。

ア	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法務局で発行
イ	納税証明書（国税）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）
ウ	納税証明書（愛知県税）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
エ	納税証明書（豊田市税）	証明の種類は「完納証明」

※イ～エは、未納の税額がないことを証明すること。ウ及びエは、豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成1

- 1年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

令和3年4月以降、「芸術祭もしくはアートプロジェクトの計画、運営、調査に関する業務」で元請として1件あたりの税込金額500万円以上の履行実績を有する者。発注元の官民は問わない。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

4月20日(月)	業者選定審査会による方式の決定
4月21日(火)	事業実施の公告及び公表並びに公募開始 業務説明資料等の交付開始
5月13日(水)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
5月14日(木)	参加資格確認通知書の送付
5月19日(火)	質問の回答期限
5月26日(火)	提案書等の提出期限
5月28日(木)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
5月29日(金)	選考結果の通知・最優秀提案者との仕様書の協議開始
6月22日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
7月1日(水) 予定	見積徴取
7月9日(木) 予定	契約締結

(2) ヒアリング

ア 日時	5月28日(木) 午前9時～午後5時のうち指定する25分間
イ 場所	豊田市役所 教育委員室(東庁舎6階)
ウ 備考	・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。 ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので、自己紹介を行わないこと。社名の分かる名札等は着用しないこと。 ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。 ・新型コロナウイルス等の感染状況によっては、ヒアリングの方法を

変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	文化振興課 課長	畔柳 隆二
委員	清須市はるひ美術館館長 兼令和7年度豊田市文化芸術振興委員会委員長	高北 幸矢
	豊田市文化振興財団文化事業課 課長	原田 秀樹
	シティプロモーション課 課長	山内 康資
	地域交流課 課長	石原 雅之

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面8枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載すること（提出部数は正本1部、副本6部）。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること。）。

(1) 業務経歴

対象業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要等）

(2) 業務担当体制

業務担当責任者、担当者等の資格、経歴、対象業務実績及び現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案及び意見

提案に当たっては、他地域の芸術祭やアートプロジェクトの状況、第3次豊田市文化芸術振興計画や過去の本市のアートプロジェクトを参考にし、本市の現状や取組状況を踏まえること。その上で、以下の策について提案すること。

ア 豊田市ならではの市民が文化芸術と関わる機会を創出するための策

イ 文化芸術を起点とした交流人口の増加と魅力の向上に寄与するための策

ウ 芸術祭もしくはアートプロジェクトにおける持続可能な運営体制の提案

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

(7) 公告日において、令和8年度・令和9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有しない場合は、「4参加資格要件（1）」に記載する書類

8 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（120点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（30点）
- (イ) 業務担当者等の業務実績（70点）
- (ウ) 業務担当体制（20点）

イ 業務実施計画等（72点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（16点）
- (イ) 本業務についての提案・意見 ア・イ・ウ（48点）
- (ウ) 工程計画（4点）
- (エ) 取組意欲（4点）

ウ 価格（70点）【事務局評価】

※評価点（550点）＝ア（業務経歴（120点））＋
イ（業務実施計画（72点）×5人）＋ウ（価格（70点））

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点550点満点のうち70点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 70 \text{満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（275点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

9 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。

(4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

- ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>